	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ）	10284	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号イ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号イ）	10285	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の10第１項第２号、平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ（償却費）	10286	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第１項第２号、平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ）	10287	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第68条の10第１項第２号、平成25年旧措置法第68条の10第１項第２号ロ又は平成23年12月旧措置法第68条の10の２第１項第２号ロ）	10288	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の10第２項、」の次に「平成25年旧措置法第68条の10第２項、」を、「第68条の10第３項、」の次に「平成25年旧措置法第68条の10第３項、」を加え、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却の項中「）（第42条の６第１項第１号又は平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」を「）（第42条の６第１項第１号」に、「第11項（特別償却準備金）（第68条の11第１項（第42条の６第１項第１号又は平成24年旧措置法第42条の６第１項第１号」を「第11項（特別償却準備金）（第68条の11第１項（第42条の６第１項第１号」に、「別表十六（九）「20」」を「別表十六（九）「８」」に改め、「（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）」を削り、同表中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「又は平成24年旧措置法第68条の11第２項」を削り、同表事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却の項及び事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

事業基盤強化設備等を取得した場合の特別償却	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第１号）	10046	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第２号）	10049	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第３号）	10052	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第４号）	10055	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第５号）	10058	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第６号）	10061	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第７号）	10064	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第68条の41第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年12月旧措置法第68条の12第１項第８号）	10067	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
事業基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	平成23年12月旧措置法第68条の12第３項	10069	法規別表六の二(十)「39」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第68条の13第１項（第42条の９第１項の表の第２号）	10390	法規別表六の二(十一)「28」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項及び沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を削り、同表沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。